

# 議 案 目 録

令和6年(2024年)9月25日

番 号	件 名
議案第 80 号	彦根市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
議案第 81 号	令和5年度(2023年度)彦根市各会計歳入歳出決算につき認定を求めることについて
報告第 26 号	令和5年度(2023年度)主要な施策の成果、事務報告書および基金運用状況報告書について
報告第 27 号	令和5年度(2023年度)彦根市の健全化判断比率等について



議案第 80 号

彦根市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年(2024 年)9 月 25 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市国民健康保険条例の一部を改正する条例

彦根市国民健康保険条例(平成 8 年彦根市条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

第 48 条中「第 9 項」を「第 5 項」に、「もしくは虚偽の届出をした場合または同条第 3 項もしくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「または虚偽の届出をした」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にした行為および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和 6 年政令第 260 号)第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 81 号

令和 5 年度(2023 年度)彦根市各会計歳入歳出決算につき認定を求めることについて  
上記の議案を提出する。

令和 6 年(2024 年)9 月 25 日

彦根市長 和田 裕 行

令和 5 年度(2023 年度)彦根市各会計歳入歳出決算につき認定を求めることについて

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度(2023 年度)彦根市各会計歳入歳出決算につき、別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定を求める。

報告第 26 号

令和 5 年度(2023 年度)主要な施策の成果、事務報告書および基金運用状況報告書について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 5 項の規定による令和 5 年度(2023 年度)彦根市各会計歳入歳出決算における主要な施策の成果を説明する書類、同法第 122 条の規定による事務に関する説明書および同法第 241 条第 5 項の規定による基金の運用の状況を示す書類を、別冊のとおり提出する。

令和 6 年(2024 年)9 月 25 日

彦根市長 和田 裕 行

報告第 27 号

令和 5 年度(2023 年度)彦根市の健全化判断比率等について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第 3 条第 1 項および第 22 条第 1 項の規定により、令和 5 年度(2023 年度)彦根市の健全化判断比率および資金不足比率につき、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和 6 年(2024 年)9 月 25 日

彦根市長 和田 裕 行

令和5年度(2023年度)彦根市の健全化判断比率等について

健全化判断比率

(単位：%)

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
彦根市健全化判断比率	-	-	7.6	59.0
早期健全化基準	12.00	17.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

農業集落排水事業特別会計における資金不足比率 (単位：%)

彦根市資金不足比率	-
経営健全化基準	20.0

病院事業会計における資金不足比率 (単位：%)

彦根市資金不足比率	-
経営健全化基準	20.0

水道事業会計における資金不足比率 (単位：%)

彦根市資金不足比率	-
経営健全化基準	20.0

下水道事業会計における資金不足比率 (単位：%)

彦根市資金不足比率	-
経営健全化基準	20.0

備考 実質赤字、連結実質赤字および資金不足が生じていないものについては、「-」で表示しています。

## 令和5年度(2023年度)彦根市財政健全化審査意見書

### 1 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から審査に付された健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 2 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

(単位：%)

	令和4年度	令和5年度	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
実質赤字比率	— (△9.10)	— (△8.63)	12.00	20.00
連結実質赤字比率	— (△50.86)	— (△50.94)	17.00	30.00
実質公債費比率	6.9	7.6	25.0	35.0
将来負担比率	56.1	59.0	350.0	

(注)実質赤字比率および連結実質赤字比率については、算定した結果が赤字でないため「—」で表示した。また、各比率の( )内の数値は、計算結果に基づく数値を参考として表示した。

#### (2) 個別意見

##### ア 実質赤字比率について

当年度の実質赤字比率は、実質収支が黒字となっており、「—」であることから、自主的な改善努力による財政健全化を図るための早期健全化基準を達成しており、良好な状態にあると認められる。なお、参考として求めた比率は△8.63%で、前年度に比べ0.47ポイント悪化している。これは、比率算定の分母である標準財政規模が前年度に比べ548,832千円(2.1%)増加したことに加え、分子である一般会計等の実質収支額が2,276,776千円で74,311千円(3.2%)減少したことによるものである。参考として求めた比率と早期健全化基準との差は、20.63ポイントとなっている。

#### イ 連結実質赤字比率について

当年度の連結実質赤字比率は、連結実質収支が黒字となっており、「－」であることから、早期健全化基準を達成しており、良好な状態にあると認められる。なお、参考として求めた比率は△50.94%で、前年度に比べ0.08ポイント改善している。これは、アで記載したとおり標準財政規模が548,832千円(2.1%)増加し、一般会計等の実質収支額が74,311千円(3.2%)減少したものの、特別会計および企業会計の実質収支額等が前年度に比べ373,158千円(3.5%)増加したことによるものである。参考として求めた比率と早期健全化基準との差は、67.94ポイントとなっている。

#### ウ 実質公債費比率について

当年度の実質公債費比率は7.6%で、前年度と比べ0.7ポイント悪化している。早期健全化基準25.0%を17.4ポイント下回っていることから、良好な状態にあると認められる。

#### エ 将来負担比率について

当年度の将来負担比率は59.0%で、前年度と比べ2.9ポイント悪化している。これは、普通交付税額や臨時財政対策債発行可能額の減少を標準税収入額等の増加が上回ったことにより比率算定の分母である標準財政規模が増加したものの、分子のうち、将来負担額は、市債残高が、当年度の借入額を償還額が上回ったことにより減少し、公営企業債等への繰入見込額も下水道事業会計の企業債残高が同様の理由により減少したことなどにより減少した一方、これから差し引くことができる充当可能財源等が、臨時財政対策債を含めた公債費の基準財政需要額の算定に係る算入予定割合減少に伴う基準財政需要額算入見込額の減少などにより将来負担額の減少を超えて減少したことで比率算定の分子が増加したため、比率が悪化したものである。早期健全化基準350.0%からは291.0ポイント下回っていることから、良好な状態にあると認められる。

以上、いずれの比率も現時点では、良好な状態であることを示しているが、地方財政を取り巻く環境は依然として厳しいため、引き続き財政の健全化に努められるよう要望する。

### (3) 是正改善を要する事項

どの指標も早期健全化基準を下回っており、この点において特に指摘すべき事項はない。

なお、実質公債費比率については、3か年平均で7.6%と、前年度に引き続き悪化しており、令和5年度単年度の比率としても8.4%で、前年度の比率より0.2ポイント悪化している。これは、比率算定の分母である標準財政規模が(2)エで記載した理由により増加したものの、分子である元利償還金が本庁舎耐震化整備事業や彦根市スポーツ・文化交流センター整備事業に係る大型の市債の償還開始などにより増加し、分母の増加率を分子の増加

率が上回ったことにより、算定比率が悪化したものである。

当年度の標準財政規模の増加に関しては、臨時財政対策債発行可能額が減少したものの、市民税の内、給与所得の増加等に伴う個人市民税の増加や、市内主要法人の中に業績が好調となった法人があったことによる法人税割の増加のほか、固定資産税の内、実地調査の奏功に伴う償却資産の増加により標準税収入額等が大きく増加し、一昨年度並みの水準を維持することができたといえる。ただし、標準税収入額等は今後の社会経済状況に左右されるほか、普通交付税や臨時財政対策債については国の動向に大きく影響を受けるため楽観視することはできない。また、近年における本庁舎耐震化整備事業、彦根市スポーツ・文化交流センター整備事業、金亀公園整備事業などの国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会関連の各種投資事業といった大規模な投資事業に係る市債借入額の大幅な増加は一定落ち着いたものの、償還据置期間経過後の比率算定に大きな影響を与えることになり、一定期間実質公債費比率は上昇していくものと見込まれる。さらに、ごみ焼却施設の延命関連工事や修繕、次期ごみ処理施設の建設には多額の費用を要するため、比率悪化への影響が懸念されるところである。このことから、今後の市債の借入れにあたっては事業の緊急度、投資効果および後年度負担を的確に見極め、借入れに県知事の許可が必要となる18%を超えないよう本市財政規模を俯瞰し、市債残高を適切に管理しながら、持続可能で計画的な財政運営に努めていただきたい。

市民生活や本市財政運営等に多大な影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症は、当年度5月に感染症法上の位置付けが5類感染症へ移行し、社会経済状況もコロナ禍からの回復が進む中、歳入面においては上述した標準税収入額等の増加理由と同様の理由により税収が増加し、市民税額や城山観覧料等もコロナ禍以前の水準に回復してきたほか、ふるさと彦根応援寄附金獲得への継続した取組などにより自主財源の確保に努められている。しかしながら、当年度の経常収支比率は97.1%で、扶助費や公債費といった義務的経費への経常一般財源の充当額の大幅な増加により前年度に比して2.7ポイント悪化しており、財政の弾力性に乏しく、硬直化が進んでいることが顕著に表れている状況である。当年度における単年度の財政力指数が0.763となり、前年度に比して若干の回復がみられるものの、今後、大型の投資事業の財源とした市債の償還開始や彦根愛知犬上広域行政組合が実施する新ごみ処理施設建設事業への負担金など長期に渡る大きな財政負担を控えていることから、喫緊の課題である財源の確保に引き続き努めるとともに、限られた財源を有効活用できるよう事業の優先順位を明確化し、働き方・業務改革およびDXの推進と併せ経常経費の縮減を志向しつつ歳出規模の適正化を図っていただきたい。可能な限り基金に頼ることなく財政健全化に取り組み、持続可能で安定的な財政運営を行われることを望むものである。

## 令和5年度(2023年度)彦根市経営健全化審査意見書

### 1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から審査に付された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 2 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

資金不足比率の状況は、次のとおりである。

(単位：%)

区 分	令和4年度	令和5年度	経営健全化 基 準
農業集落排水事業特別会計	— (0.0)	— (△23.2)	20.0
病院事業会計	— (△47.0)	— (△48.3)	20.0
水道事業会計	— (△198.5)	— (△210.1)	20.0
下水道事業会計	— (△67.6)	— (△79.3)	20.0

(注)いずれの会計も、算定した結果が赤字でないため「—」で表示した。また、各比率の( )内の数値は、計算結果に基づく数値を参考として表示した。

#### (2) 個別意見

##### ア 農業集落排水事業特別会計について

当年度の資金不足額は発生しておらず、資金不足比率は「—」であることから、経営健全化基準を達成しており、良好な状態にあると認められる。参考として求めた比率は△23.2%で、前年度に比べ23.2ポイント改善しているが、これは当年度に繰越明許費が生じたことに伴うものである。また、経営健全化基準との差は43.2ポイントとなっている。

#### イ 病院事業会計について

当年度の資金不足額は発生しておらず、資金不足比率は「－」であることから、経営健全化基準を達成しており、良好な状態にあると認められる。参考として求めた比率は△48.3%で、前年度に比べ1.3ポイント改善している。また、経営健全化基準との差は68.3ポイントとなっている。

#### ウ 水道事業会計について

当年度の資金不足額は発生しておらず、資金不足比率は「－」であることから、経営健全化基準を達成しており、良好な状態にあると認められる。参考として求めた比率は△210.1%で、前年度に比べ11.6ポイント改善している。また、経営健全化基準との差は230.1ポイントとなっている。

#### エ 下水道事業会計について

当年度の資金不足額は発生しておらず、資金不足比率は「－」であることから、経営健全化基準を達成しており、良好な状態にあると認められる。参考として求めた比率は△79.3%で、前年度に比べ11.7ポイント改善している。また、経営健全化基準との差は99.3ポイントとなっている。

### (3) 是正改善を要する事項

各会計ともに経営健全化基準を下回っており、この点において特に指摘すべき事項はない。引き続き経営の健全化に努められるよう望むものである。

なお、病院事業会計について、医業収益が診療単価の増加により対前年度実績で0.5%増と改善したが、医業費用の増加率2.1%がこれを上回った結果、修正医業収支比率は、1.6ポイント悪化して96.8%となり、医業外収支等を含めた純損益は、新型コロナウイルス感染症の対応に係る空床補償等の補助金の大幅な縮減による医業外収益の減少があったことにより、273,760千円の赤字を計上する結果となっている。

しかしながら、入院患者数の増加に寄与する紹介率や逆紹介率は大幅な改善が図られており、引き続き診療単価の維持・向上を志向しつつ、更なる入院患者数の増加を図っていただきたい。今後、持続可能な地域医療提供体制を確保するためには、地域全体の医療機関の役割および機能の最適化、効率的な運用ならびに連携が必須であり、彦根市立病院の果たす役割は非常に大きい。このことから、病院全体で経営効率化と生産性の向上を促進し、着実な医業収支の改善と併せ一層の経営強化を図っていただきたい。

また、水道事業会計について、総収支比率は 110.6%で前年度から 0.9 ポイント下降したものの収支の均衡を保ってはいるが、給水収益の減少等により営業収支比率が 1.3 ポイント下降して 97.8%となった結果、前年度に引き続き営業損失を生じており、経営状況は楽観視できない状態である。営業損失の発生や料金回収率の悪化は推計より数年早く、今後、巨額の更新需要が見込まれる中、第 3 期計画に記載のある料金改定の必要性の検討に関し、可能な限り早期に検討を始め、近隣市町の料金水準、社会経済情勢等を考慮するなど市民目線での受益者負担の公平性を図っていただきたい。また、漏水量が前年度に比べ、263,456 m<sup>3</sup>(23.9%)と大幅に増加しており、漏水対策を上回る管路設備の老朽化の進行が懸念される。投下費用や労力が無駄になることのないよう、更なる漏水対策の促進と災害発生時の被害を最小限に留めるためにも着実な管路の更新整備に取り組んでいただきたい。

下水道事業会計について、総収支比率は 118.8%となっているが、下水道事業経営の本体である営業収支は、15 億円超の損失を計上しており、営業外収支の黒字により全体収支の均衡を保っている。

これは、供用開始前に多額の設備投資が必要となる一方で、利用者が下水道接続するまでは下水道使用料が収入されないことのほか、汚水処理に係る一般会計繰入金と長期前受金戻入が営業外収益に入るといった会計上の特性によるところが大きいものである。

公営企業会計への移行から 4 年が経過し、経営状況が可視化され、資産状況の正確な把握により受益と負担の関係が明確化された中、次期経営計画では令和 8 年度の下水道使用料の改定に向けて検討を開始されるとのことである。市の一般会計からは、国が定める基準内の繰入れのほか、基準外の繰入れも行っているが、財政状況に鑑みても、下水道使用料の改定による経常収支の改善は、喫緊の課題であることから、計画的に現状の料金水準等を踏まえた適切な値上げ幅等の検討に取り組み、事業に伴う収入によってその経費を賄い、受益者負担の経営をするという本来の経営の実現に努めていただきたい。基準外繰入れを最小限に留め、正確な経営実態の確立により市民目線における受益者負担の公平性と納得性の向上を図りつつ中長期的な視点から下水道経営の健全化を図られることを望むものである。